

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持及び増進し、並びにその機能を維持すること（以下「歯・口腔の健康づくり」という。）が、県民の質の高い生活を確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯・口腔の健康づくりは、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療することが重要であるとの認識の下に、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進するとともに、すべての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けられることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第4条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な口腔保健医療サービスを実施する市町村と連携し、協力し、及び調整するよう努めるものとする。

（市町村への支援）

第5条 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（県民の取組の促進）

第6条 県は、基本理念にのっとり、県民が自ら歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔のケア等により歯科疾患を予防し、

及び定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることにより、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むことができるよう必要な対策を講ずるものとする。

(歯科医療等業務従事者への要請等)

第7条 県は、基本理念にのっとり、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務(以下「歯科医療等業務」という。)に従事する者が県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりのために適切にその業務を行うことができるよう配慮するとともに、歯科医療等業務に従事する者に対し、県が講ずる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する対策に協力するよう要請するものとする。

(教育関係者及び福祉関係者への要請等)

第8条 県は、基本理念にのっとり、歯・口腔^{くわう}の健康づくりにかかわる教育関係者及び福祉関係者が、それぞれの業務において、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進することができるよう必要な対策を講ずるとともに、その推進に当たっては、他の者が行う歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組と連携し、及び協力するよう要請するものとする。

(事業者の取組の促進)

第9条 県は、基本理念にのっとり、県内に事業所を有し、その事業所で従業員を雇用する事業者が従業員の歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保することができるよう必要な対策を講ずるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 県は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- 一 むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務に従事する者及び教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯の予防対策等を推進すること。
- 二 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医療等業務に従事する者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策を推進すること。
- 三 障害者、介護を必要とする高齢者、交通の不便な地域に居住する者その他の者であって定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難なものについて、歯科医療等業務に従事する者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科医療、適切な口腔^{くわう}のケア等を推進すること。
- 四 歯・口腔^{くわう}の健康づくりに携わる者の確保に関する施策及び資質の向上に関する施策を推進すること。

五 歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究その他歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する調査及び研究を推進すること。

六 生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした取組である8020運動を推進すること。

七 歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するため、特定の期間を設け、8020運動の普及及び啓発を推進すること。

八 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに必要な施策を推進すること。

2 県は、前項の基本的施策を実施するに当たっては、市町村、歯科医療等業務に従事する者、教育関係者及び福祉関係者その他歯・口腔^{くわう}の健康づくりに取り組む者の連携及び協力に配慮するものとする。

(基本的な計画)

第11条 知事は、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画(以下「歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画」という。)を定めなければならない。

2 歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する目標

二 歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策の方針

三 歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策

四 前3号に掲げるもののほか、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村その他歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組にかかわる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画の変更について準用する。

(年次公表)

第12条 知事は、毎年度、歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画に定める施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画については、第11条第1項の規定に基づき定められた歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画とみなす。